東海太田川駅西土地区画整理組合

理事長　　山　口　直　之　　様

守秘義務誓約書

当社義務

当社 　〇〇株式会社　 は、末尾記載の土地区画整理事業（以下「本事業」）に関する資料・情報の取扱いに関して、以下の通り誓約いたします。

第１条（守秘義務）

本事業にかかる検討（以下「本案件」）にあたり、当社は次の各号に定める機密事項（以下「機密事項」）について、守秘義務を負い、貴社の承諾なく機密事項を第三者に対して開示してはならない。

　　但し、貴社が適当と認める検討先に対しては、開示することができる。

1. 貴社が当社に対して本案件に係る調査・企画（以下「調査・企画等」）を依頼している事実並びにその内容。
2. 調査・企画等のために貴社から当社に対して直接提供される本事業に関する資料・情報（以下「資料等」）。

２．当社は、法令・監督指針等を遵守するために必要な場合、もしくは司法・行政当局等から法律上の手続きにより開示を要求された場合、必要な範囲に限り機密事項を開示することができるものとする。

第２条（守秘義務の対象とならないもの）

当社は次の各号に定める事項については本書による守秘義務を負わないものとする。

1. 機密事項が当社又は当社の関係者の責によらず公知となった場合は、公知となった部分。
2. 貴社が当社に機密事項を開示した時点で、すでに公知であった資料・情報。
3. 貴社が当社に機密事項を開示した時点で、当社の既知に属するものであり、開示後遅滞なく既知であったことを貴社に申告した資料・情報。
4. 貴社が当社に機密事項を開示した後、当社又は当社の関係者の責めによらず公知となった資料・情報。

⑤貴社が当社に機密事項を開示した後、第三者から秘密保持契約を負うことなく当社が正当に入手した資料・情報。

第３条（当社の関係者）

本書における当社の関係者とは、本案件に関与する当社の親会社、子会社及び関連会社、または当社並びに当社の親会社、子会社及び関連会社の役員・従業員もしくは弁護士・公認会計士及び税理士等の専門家をいう。

２．当社は、当社の関係者に対しては貴社の承諾なく機密事項を開示することができる。

３．当社は当社の関係者に対し機密事項を開示するときは、当社の関係者に対し、開示される機密事項は本書による守秘義務の対象になっている旨を通知するとともに、当社の関係者に守秘義務を課すものとする。

第４条（本書の有効期間）

本誓約書の有効期限は、本事業の解散の日までとする。

第５条（資料の取扱い）

当社は、事前に貴社の承諾を得た場合を除き、調査・企画等以外の目的のために資料等を使用又は複写してはならない。

２．当社は、貴社が資料等の返還又は破棄を要請したときは、すみやかに貴社に資料等（その写しを含む）を返還又は破棄する。

当社は、以上の内容を確認し、本誓約書を貴社に差し入れることとする。

年　 　月 　日

当社

本事業の表示

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　名 | | 知多都市計画事業　東海太田川駅西土地区画整理事業 |
| 概　要 | 所　　　在 | 東海市大田町後浜新田、川南新田及び下浜田の各一部 |
| 地　　　積 | 約34.4ha |